

# 競技者規程細則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の競技者規程において記された競技者に対する賞金、出演料等の収入について詳細を定める。

(定義)

第2条 この規程における賞金とは、国際競技会、または国内競技会において、あらかじめ主催者によって定められた、優秀な成績に対して与えられる金銭とする。

2 この規程における報奨金とは、国際競技会、または国内競技会において、事前または事後を問わず理事会によって定められた、優秀な成績に対して与えられる金銭とする。

3 この規程における謝金とは、本会の目的を遂行するための事業に協力した競技者に対して与えられる金銭とする。

4 この規程における出演料とは、競技者規程第5条に定義されたナショナル競技者並びに競技者規程第7条に定義されたJOC契約選手がJOCにおけるマーケティングプログラムの協力やその他コマーシャルへの出演によって発生した金銭とする。

5 上記以外の、競技者規程で認められている商行為により競技者に対して与えられる金銭をその他の収入という。

(国内における賞金大会の開催)

第3条 国内競技会においては、主催者の資金により、主催者の判断で賞金大会を開催することができる。ただし、賞金大会を開催する場合、主催者は予め理事会の承認を得なければならない。

(賞金の授与)

第4条 本規程第3条に示される賞金は、全額、当該者に支給する。

2 海外で得た賞金については、その10%を手数料として控除し、両替等手数料が10%を越えた場合は、その実額を控除し、残額を当該者に支給する。

(報奨金の授与)

第5条 オリンピック競技種別において、国際競技会、または国内競技会における優秀な成績に対し、事前または事後を問わず理事会での定めにより、本会の資金をもって報奨金を与えることができる。なお、報奨金は全額、当該者に支給する。

(報奨金大会)

第6条 本会の資金をもって報奨金を与える国際競技会は、次のものとする。

- Aランク オリンピック  
世界選手権大会
- Bランク アジア競技大会

(報奨金額)

第7条 競技者へ、本会の資金をもって与える報奨金額は、次のとおりとする。

- Aランク 金メダル 50万円  
銀メダル 30万円  
銅メダル 20万円
- Bランク 金メダル 15万円  
銀メダル 10万円  
銅メダル 5万円

(謝金の授与)

第8条 本会の目的を遂行するための事業に協力した競技者に対し、本会の資金をもって謝金を与えることができる。本会の資金をもって謝金を与えることができる。

(出演料の授与)

第9条 本規程細則第2条4項に示した出演料が協会に支払われた場合、当該選手に対する謝金を含んだ競技団体へのプログラム協力謝金として捉え、その20%を本会が受領する。残りの80%を当該選手個人へ謝金として支給する。

(その他の収入の授与)

第10条 その他の収入については、原則として価格に関わらず、本人に授与する。

(賞品の授与)

第11条 賞品については、原則として価格に関わらず、本人に授与する。

(授与の辞退)

第12条 競技者が本規程第4条、第5条、第8条、第9条に示す金銭の受け取りを辞退した場合、それは本会へ帰属するものとする。

(ジュニア選手への授与)

第13条 競技者のうち、高等学校以下の体育連盟における規定により賞金等の受領が禁止されている者には、本会と当該連盟との間で協議し、その都度、処理を決定するものとする。

(その他の処理)

第14条 詳細に定めのない特殊な事項については、その都度、総務委員会で定める。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

令和 4 年 12 月 20 日 改定・施行